

○介護老人保健施設及び介護医療院の主な人員、設備基準について

この章は、以下の介護老人保健施設、介護医療院、及び通所リハビリテーションの主な人員、設備基準の要点をまとめたものです。

介護老人保健施設の施設基準等については、平成24年12月25日より、埼玉県条例により定められ、平成30年3月30日の改正により、介護医療院が追加されました。

59 ページからの「計画書確認事項一覧表（介護老人保健施設の設備及び人員基準／介護医療院の設備及び人員基準）」は、計画書の添付書類となっています。

「計画書確認事項一覧表」は、「事業者✓欄」に計画が基準に合致しているかをチェックの上、計画書に添付してください。

基準の詳細については、以下のホームページで検索いただけます。

- ・埼玉県の条例について「埼玉県法規集データベース」

(http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/dlw_reiki/reiki.html)

- ・厚生労働省の省令・通知について「厚生労働省法令等データベース」

(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)

- ・「介護サービスQ&A」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

各施設の人員、施設基準の根拠法令については下記のとおりです。計画策定の際には、必ず条文を参照くださるようお願いいたします。

【介護老人保険施設】

根拠法令の名称	計画書確認事項一覧表(老健分)での省略名称
「介護保険法」	介護保険法
「介護保険法施行条例」(平成24年12月25日埼玉県条例第65号)	基準条例
「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について(通知)」(平成25年3月27日高介第2516号)	基準条例施行通知
「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)	基準省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)	居宅サービス基準省令
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第29号)	夜勤職員基準(平12厚告29)
「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)	介護報酬施設基準(平27厚告96)
「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第21号)	算定基準(平12厚告21)
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービスおよび特定入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)	算定上の留意事項(平12老企40)
「病院又は診療所と介護保健施設等との併設等について」(平成30年3月27日老発0327第6号)	併設通知

根拠法令の名称	手引きでの省略名称
「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)	介護報酬施設基準(平27厚告96)
「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第21号)	算定基準(平12厚告21)
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービスおよび特定入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)	算定上の留意事項(平12老企40)

基準条例施行通知（別添2）2（2）により、介護老人保健施設の人員、施設及び設備基準については、以下の厚生労働省の通知等を引き続き運用します。

根拠法令の名称	計画書確認事項一覧表(老健分)での省略名称
「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号)	解釈通知
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)	居宅サービス解釈通知
「認知症専門棟に係る施設基準について」(平成12年9月5日 老健第115号)	認知症専門棟施設基準(平12老健115)
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令等の一部改正について」(平成23年8月18日老老発第0818第1号) 別添1	一部ユニット型廃止通知

【介護医療院】

根拠法令の名称	計画書確認事項一覧表(医療院分)での省略名称
「介護保険法」	介護保険法
「介護保険法施行条例」(平成24年12月25日埼玉県条例第65号)	条例
「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について(通知)」(平成25年3月27日高介第2516号)	条例施行通知
「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年1月18日厚生省令第5号)	基準省令
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第29号)	夜勤職員基準(平12厚告29)
「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成30年3月22日老老発0322第1号)	解釈通知
「病院又は診療所と介護保健施設等との併設等について」(平成30年3月27日老発0327第6号)	併設通知

(1) 介護老人保健施設

人員等	基準	入所定員100人の場合の算定例	根拠法令	法人✓欄
管理者	・知事の承認を受けた医師 (知事の承認を受けた場合は医師以外の者に管理させることができる。) ・常勤で、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する。(※3)	常勤1人	・介護保険法第95条 ・条例第356条(基準省令第23条) ・解釈通知第四の19	
医師	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上 ・ただし、最低常勤1人以上	$100 \div 100 = 常勤1人以上$	・基準省令第2条 ・解釈通知第二の1	
看護職員 介護職員 ※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと	・常勤換算で入所者数を3又はその端数を増すごとに1人以上とし、その2/7程度を看護職員、5/7程度を介護職員の標準とする。 (※1)(※2)	$100 \div 3 = 33.333$ →34人以上 看護: $34 \times 2/7 = 10$ 人程度 介護: $34 \times 5/7 = 24$ 人程度	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の3	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上	$100 \div 100 = 1人以上$	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の5	
支援相談員	・常勤1人以上(入所者数が100を超える場合は、常勤職員1名に加え常勤換算で100を超える部分を100で除した数以上)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の4	
栄養士又は管理栄養士	・入所定員100人以上の施設は1人以上(常勤) ・また、入所定員100人未満でも常勤1人以上に努めること	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の6	
介護支援専門員	・入所者数が100又はその端数を増すごとに1人以上(うち1人は常勤であること)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の7	
薬剤師	・入所者数を300で除した数以上を標準とする (薬局等に所属する薬剤師は人員基準に含められない)	0.3人以上(標準)	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の2	
調理員、事務員、その他	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の8	

(2) 通所リハビリテーション

人員等	利用者10人以下の場合	利用者が10人を超える場合	根拠法令	法人✓欄
医師	・常勤1人以上(老健との併設の場合は兼務可)		・条例第137条(居宅サービス基準省令第111条第1項) ・居宅サービス解釈通知第3の七の1(1)	
看護職員 介護職員 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	・単位ごとに、専従1以上	・単位ごとに、専従で利用者の数を10で除した数以上	・条例第137条(居宅サービス基準省令第111条第2項) ・居宅サービス解釈通知第3の七の1(1)	
※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと。	・従事者のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者100又はその端数を増すごとに1以上		・条例第137条(居宅サービス基準省令第111条第2項) ・居宅サービス解釈通知第3の七の1(1)	

※1 日中における職員配置基準について

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット型介護老人保健施設	① 日中においては1ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第382条（基準省令第48条） ・ 解釈通知第5の10 ・ 介護報酬施設基準（平27厚告96）五十七 ・ 算定基準（平12厚告21）別表2の注2 ・ 算定上の留意事項（平12老企第40）第2の6（10） 	
	② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。		
認知症専門棟（認知症ケア加算を算定する場合）	日中においては利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。		

※2 夜勤職員の配置基準について

施設(サービス費)	夜勤を行う看護職員または介護職員の数		その他要件(ユニット・ユニット以外の部分共通)	法人✓欄
	ユニット以外の部分	ユニット部分		
介護療養型老人保健施設以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以上(入所者等の数が40以下で、常時、緊急時連絡体制を整備している場合は、1人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2ユニットごとに1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤を行う看護職員の数が入所者等の数を41で除して得た数以上であること。 	
介護療養型老人保健施設のうち、(ユニット型)介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定するもの				
介護療養型老人保健施設のうち、(ユニット型)介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以上(常時、緊急時連絡体制を整備している場合は、1人以上) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員により、又は病院・診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診察の補助を行う体制を整備していること。 	
認知症専門棟(認知症ケア加算を算定する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20人に1人以上 			

入所者等の数=短期入所療養介護の利用者と介護老人保健施設の入所者数の合計数
(根拠法令)

- ・ 夜勤職員基準（平12厚告29）第六
- ・ 算定基準（平12厚告21）別表2の注1
- ・ 算定上の留意事項（平12老企40）第2の6（10）

※3 管理者について

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
管理者	・介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第356条(基準省令第23条) ・条例第384条(基準省令第50条) ・解釈通知 第4の19 	
	・ただし、次の場合であって、介護老人保健施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。		
	① 当該介護老人保健施設の従業者としての職務に従事する場合		
	② 当該介護老人保健施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該介護老人保健施設の管理業務に支障がないと認められる場合		
	③ 当該介護老人保健施設が本体施設であって、当該本体施設のサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		
④ 当該介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設(本体施設と密接な連携を有する者に限る。)である場合であって、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合			

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室あたり定員4人以下、入所者1人あたり8㎡以上(壁心)、地下不可。 ・他の施設やユニット型施設との共用不可。 ・日照良好、ベッド・収納設備・ナースコールを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第1項 ・基準省令第3条第2項第1号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 	
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が診察を行うのに適切なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項 ・解釈通知第三の2(1) 	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり1㎡以上、必要な器械・器具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第1項 ・基準省令第3条第2項第2号 ・解釈通知第三の2(1) 	
談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有し、ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 ・解釈通知第三の2(1) 	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり2㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・一般浴槽のほか、機械浴槽を備え、身体の不自由な人の入浴に適したものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 ・解釈通知第三の2(1) 	
レクリエーション・ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 	
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けること。 ・ユニット型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 ・一部ユニット型廃止通知 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けること。身体の不自由な人が使用するのに適したものとする。フザー・常夜灯を設けること。 ・ユニット型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項、第2項 ・一部ユニット型廃止通知 	
サービス・ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに、療養室に近接して設けること。 		
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・食器、調理器具等を消毒及び清潔に保管する設備、防虫及び防鼠設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項 ・解釈通知第三の2(1) 	
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から区別された一定のスペースを有すること。 		
洗濯室又は洗濯場		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335号第1項 	
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.8m以上とすること。ただし、中廊下は幅2.7m以上とすること(いずれも手すりから手すりまでの幅)。 ・原則として両側に手すりを設けること。 ・常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第336条第5項 ・解釈通知第三の3(4) 	

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・1のユニット入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ・定員は1人とする。ただしサービスの提供上必要と認められる場合は2人とすることができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・床面積は10.65㎡以上(壁心)を標準。ただし定員2人の場合は、21.3㎡以上とする。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 ・他の施設や従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条 ・基準省令第41条第2項第1号 ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡×入居定員数以上 ・他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することが出来ること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号イ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ロ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ハ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第1項 	
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が診察を行うのに適切なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第1項 	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・1㎡×入居定員数以上 ・必要な器械・器具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第1項 ・基準省令第41条第1項、第2項第2号 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものの。 ・特別浴槽を設けること。 ・療養室のある階ごとに設けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第1項、第2項第2号 ・解釈通知第五の3(2) 	
サービス・ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに、療養室に近接して設けること。 		
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・食器、調理器具等を消毒及び清潔に保管する設備、防虫及び防鼠設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第1項 ・解釈通知第五の3(2) 	
洗濯室又は洗濯場			
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から区別された一定のスペースを有すること。 		
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は1.8^{メートル}以上とすること。ただし、中廊下の幅は2.7^{メートル}以上とすること(いずれも手すりから手すりまでの幅)。 ・なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、幅1.5^{メートル}以上として差し支えない。ただし、中廊下は幅1.8^{メートル}以上とすること。 ・原則として両側に手すりを設けること。 ・常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第4項第5号 ・解釈通知第五の3(2) 	

(1) 共通事項(ユニット型・従来型)

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室	・設置することが望ましい。	・解釈通知第三の2(1) ・解釈通知第五の3(2)	
階段	・療養室等が2階以上の階にある場合: 直通階段1以上とし、手すりを設けること。 ・療養室等が3階以上の階にある場合: 避難階段2以上とし、手すりを設けること (手すりは、原則として両側に設けること)	・条例第336条第2項、第3項、第4項 ・条例第375条第4項第2号、第3号、第4号 ・解釈通知第三の3(3)、第五の3(2)	
エレベーター	・療養室等が2階以上の階にある場合1以上	・条例第336条第2項 ・条例第336条第4項第2号 ・解釈通知第三の3(2)、第五の3(2)	
耐火構造	①耐火建築物とすること。 (入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物については、準耐火建築物とすることができる。 1 療養室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「療養室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと ・所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ・避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと ・火災時における避難、消化等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること ③次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと)は、耐火構造又は準耐火構造を要しない。 1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 ・スプリンクラー設置 ・内装材等への難燃材料使用 ・調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等 2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 ・非常警報設備の設置等 3 円滑な避難が可能な構造かつ火災の際円滑な避難が可能 ・避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 ・避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等	・条例第336条第1項、第2項 ・条例第375条第4項第1項、第5項 ・解釈通知第三の3(1)、第五の3(2)	
その他	・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 (スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。	・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令	
	感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」を策定すること。 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	・条例第360条の2 ・基準省令第26条の2	
	施設入所者の病状の急変時等に備え、相対対応や診療が可能な協力医療機関等をあらかじめ定めること。(令和9年4月1日から義務化) また、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。	・条例第364条 ・基準省令第30条	

(2)通所リハビリテーション

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
機能訓練室 食堂	・機能訓練室及び食堂を合わせて、利用者1人あたり3㎡以上	・居宅サービス基準省令第112条 ・居宅サービス解釈通知第3の七の2	
	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えること		
	・通所リハビリテーションを行うために必要な器械および器具を備えること		

・従来型とユニット型が併設する場合の施設基準について(旧「一部ユニット型介護老人保健施設」)

【施設基準】

施設等	基準	法人✓欄
療養室、共同生活室、洗面設備、便所	・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。	
上記以外の施設	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。	

【人員基準】

人員等	基準	法人✓欄
従業者	・入所者の処遇に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における同職との兼務が認められる。	
常勤の取扱い	・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。	

(根拠法令)

- ・一部ユニット型廃止通知 2 (3)

【その他施設基準】

(該当するものを添付すること)

・介護老人保健施設と病院等が併設される場合の緩和基準について

(1) 共通事項(従来型介護老人保健施設・ユニット型介護老人保健施設)

施設・設備等	基準	根拠法令	法人√欄
療養室 診察室 手術室 処置室 (機能訓練室を除く。) エックス線装置等	併設施設との共用は認められない。	・条例第335条第3項、第375条第3項 ・解釈通知第1の4②、第5の3の(2)⑩ ・条例附則第2条(基準省令附則第14条)	
表示等	患者等に対する治療、介護その他サービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設との区分を可能な限り明確にすること。	・解釈通知第三の2の(1)③ ・「病院又は診療所と介護保健施設等との併設等について」(平成30年3月27日老発0327第6号)	

【人員基準】

人員等	基準	根拠法令	法人√欄
医師 (定員29名以上の場合)	病院又は診療所(医師について介護老人保健施設の基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設される介護老人保健施設にあっては、必ずしも常勤の医師の配置は必要ではない。 したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延べ時間数が基準に適合すれば差し支えない。 ただし、このうち一人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならない。 なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。	・解釈通知第二の1の(1)、(2)	
医師 (医療併設型小規模介護老人保健施設の場合)	医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持っている場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	・解釈通知第二の1の(1)、(2)	

・認知症専門棟(認知症ケア加算)の施設基準について

【施設基準】

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
建物又は階を区別する	・同一の建物又は階において、他の入所者を入所させ、又は短期入所療養介護の利用者に利用させないこと。	・介護報酬施設基準(平27厚告96)五十九	
定員	・40人を標準とする。		
個室	・認知症専門棟の定員の1割以上の個室を設けていること。		
デイルーム	・認知症専門棟入所定員1人あたり2㎡以上		
家族介護教室	・30㎡以上		
療養室、洗面所、便所、サービス・ステーション、及び汚物処理室	・認知症専門棟の定員に応じ設置すること。 ・認知症専門棟の療養室に限り、ナースコールは設けなくても差し支えない。	・認知症専門棟施設基準(平12老健115)	
診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、調理室及び洗濯室	・認知症専門棟とそれ以外の部分の定員に応じて、いずれか又は双方に設置して差し支えないこと。		
その他	・介護保健施設サービスを行う単位について、入所者10人程度を標準とする。	・介護報酬施設基準(平27厚告96)五十九	
	・介護保健施設サービスを行う各単位ごとに固定した職員を配置していること。		
	・ユニット型介護老人保健施設でないこと。		

・サテライト型小規模介護老人保健施設の基準緩和について

(1) サテライト型小規模介護老人保健施設(従来型・ユニット型共通)の要件について

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
本体施設と密接な連携を確保する要件	・本体施設(サテライト型小規模介護老人保健施設と同一の者により設置される介護老人保健施設又は病院若しくは診療所)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されている。	解釈通知 第一の4①	
	・サテライト型小規模介護老人保健施設から本体施設まで、自動車等による移動が概ね20分以内の近距離		
・本体施設の医師等又は協力病院が、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の病状急変等の事態に適切に対応できる体制を採っている。			
設置数	・原則として、本体施設に1か所の設置とする。 (本体施設に2か所以上の設置も認められる場合) ・本体施設の医師等により、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の医学的管理等の処遇が適切に行われると認められるとき。		
定員数	29名以下		

(2) 緩和基準

【施設基準】

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室	本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを有しないことができる。	・条例第335条第1項、第375条第1項 ・解釈通知第三の2(2)①	
機能訓練室	40㎡以上の面積を有し必要な器械・器具を備えること	・基準省令第3条第2項、第41条第2項第2号 ・解釈通知第三の2(1)②	

【人員基準】

ア 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

本体施設	サテライト施設に置かないことができる職員	根拠法令	法人✓欄
介護老人保健施設	医師 支援相談員 理学療法士又は作業療法士 栄養士 看護支援専門員 (※)	・条例第334条(基準省令第2条第6項)	
病院	医師 栄養士(病床100以上の病院の場合に限る) 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る) (※)		
診療所	医師 (※)		

(※) 医師については、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときに置かないことができるものである。

(根拠法令)

- ・ 解釈通知第二の1 (1) イ

様式第5号-1
 【その他施設基準】
 (該当するものを添付すること)

計画書確認事項一覧表
 (介護老人保健施設の設備及び人員基準)

イ 管理者

職種等	基準	根拠法令	法人✓欄
管理者	①管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事できる。 ②サテライト型小規模介護老人保健施設(本体施設と密接な連携を有するものに限る。)の管理者である場合であって、当該介護老人保健施設の管理業務に支障がないときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設の管理者又は従業者の職務に従事できる。	・条例第356条、第384条(基準省令第23条、50条) ・解釈通知第四の19(4)	

【その他施設基準】

(該当するものを添付すること)

・医療機関併設型小規模介護老人保健施設の基準緩和について

(1) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の要件について(従来型・ユニット型共通)

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
【医療機関併設型小規模介護老人保健施設とは】	・病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。	解釈通知第一の4②	
【設置数】	・病院又は診療所に1か所の設置とする。		

(2) 緩和基準

【施設基準】

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
療養室及び診察室を除く施設	・併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除く施設については有しないことができる。	・条例第335条第1項、第375条第1項 ・解釈通知第三の2(2)②	
機能訓練室	・40㎡以上の面積を有し必要な器械・器具を備えること (注2) 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、併設される病院又は診療所の施設を利用することも可。	・条例第335条第1項、第375条第1項 ・基準省令第3条第2項第2号、第41条第2項第2号 ・解釈通知第三の2(1)②	

【人員基準】

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
医師 理学療法士・作業療法士 栄養士又は管理栄養士	・併設される病院又は診療所の医師、理学療法士・作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。 ※ 医師については、併設医療機関に配置されている医師が、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全 医師が、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときには置かないことができる。	・条例第334条(基準省令第2条第7項) ・解釈通知第二の1(2)	
支援相談員 介護支援専門員	・当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合は、実情に応じた適当数 (注3) 介護支援専門員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の業務に従事することができる。	・条例第334条(基準省令第2条第7項) ・解釈通知第二の4(2)、7(1) ・解釈通知第二の7(2)	

【その他施設基準】
 (該当するものを添付すること)

・特別な療養室の提供に係る基準について

施設・設備等	基準	法人✓欄
特別な療養室の定員	・1人又は2人であること。	
特別な療養室の定員の合計数	・運営規定に定める入所定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。	
入所者1人当たりの床面積	・8平方メートル以上であること。	
その他	・特別な療養室の施設、設備等が利用料のほかに特別な室料を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。	
	・特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。	
	・特別な室料の額が、運営規定に定められていること。	

(1)介護医療院

人員等	基準	入所定員100人の場合の算定例	根拠法令	法人✓欄
管理者	・知事の承認を受けた医師 (知事の承認を受けた場合は医師以外の者に管理させることができる。)	常勤1人	・介護保険法第109条 ・条例438条の26(基準省令第26条) ・解釈通知第5-18	
	・介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。			
	・ただし、管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設、若しくはサテライト型居住施設の職務に従事できる。			
医師	(1)常勤換算で、入所者のうちⅠ型療養床を利用している数を48で除した数にⅡ型療養床を利用している数を100で除した数を加えた数以上 ただし、算出された数が3に満たないときは3人とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として数える	(※Ⅰ型療養床の利用60人、Ⅱ型療養床の利用40とした場合) $60 \div 48 + 40 \div 100 = \text{常勤}1.65$ 人 故に3人以上	・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(1)	
	(2)(1)にかかわらず、基準省令第27条第3項ただし書きの規定により、Ⅱ型療養床のみ有する介護医療院等、介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を100で除した数以上の医師を配置するものとする。その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。	(※Ⅱ型の利用100人とした場合) $100 \div 100 = \text{常勤}1.00$ 人 故に1人以上	・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(2)	
	(3)(1)及び(2)にかかわらず、医療機関併設型介護医療院の場合にあつては、常勤換算方法でⅠ型入所者の数を48で除した数にⅡ型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上の医師を配置するものとする。	(※Ⅰ型の利用60人、Ⅱ型の利用40とした場合) $60 \div 48 + 40 \div 100 = \text{常勤}1.65$ 人 故に2人以上	・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(3)	
	(4)(1)から(3)までにかかわらず併設型小規模介護医療院における医師の配置については、併設される医療機関により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合は置かないことができる。	(※併設型小規模介護医療院の入所定員は19人以下、Ⅰ型の利用10人、Ⅱ型の利用9人とした場合) $10 \div 48 + 9 \div 100 = \text{常勤}0.30$ 人 故に1人又は0人	・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(4)	
	(5)複数の医師が勤務する形態にあつては、それらの勤務時間数が基準に適合すれば差し支えない。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師とすること。兼務の医師は、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。		・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(5)	
	(6)介護医療院で行う通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの事業所の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護医療院サービスの勤務時間と合計して介護医療院の勤務延べ時間数として差し支えない。		・基準省令第4条第1項1号 ・解釈通知第3-1-(6)	
薬剤師	・常勤換算でⅠ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上 ※併設型小規模介護医療院については、併設する医療機関の職員(病院:医師又は薬剤師、診療所:医師)により入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。	(※Ⅰ型療養床の利用60人、Ⅱ型療養床の利用40とした場合) $60 \div 150 + 40 \div 300 = \text{常勤}0.53$ 人以上	・条例438条の4(基準省令第4条第1項2号) ・解釈通知第3-2	
看護職員 ※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと	・常勤換算で、入所者の数を6で除した数以上	$100 \div 6 = \text{常勤}16.66$ 人 故に16.7人以上	・条例438条の4(基準省令第4条第1項3号) ・解釈通知第3-3	
介護職員	(1)常勤換算でⅠ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上	(※Ⅰ型療養床の利用60人、Ⅱ型療養床の利用40とした場合) $60 \div 5 + 40 \div 6 = \text{常勤}18.66$ 人 故に18.7人以上	・条例438条の4(基準省令第4条第1項4号) ・解釈通知第3-4-(1)	
	(2)(1)にかかわらず、併設型小規模介護医療院における介護職員の配置については、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上	(※併設型小規模介護医療院の入所定員は19人以下、入所者19人とした場合) $19 \div 6 = \text{常勤}3.16$ 人 故に3.2人以上	・条例438条の4(基準省令第4条第7項1号、2号) ・解釈通知第3-4-(2)	
	(3)介護職員の数の算出は、看護職員を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護職員は、人員の算出上看護職員として数えることはできない。		・解釈通知第3-4-(3)	

人員等	基準	入所定員100人の場合の算定例	根拠法令	法人✓欄
理学療法士等 ※理学療法士等とは、 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のこと	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例438条の4(基準省令第4条第1項5号) ・解釈通知第3-5-(1)	
	・併設型小規模介護医療院における配置については、併設される医療機関の職員により入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。		・条例438条の4(基準省令第4条第7項1号) ・解釈通知第3-5-(2)	
栄養士又は管理栄養士	・入所定員100人以上の施設は1人以上 ・ただし、同一施設内にある病院等の栄養士により業務に支障がない場合は、兼務職員をあてても差し支えない。	1人以上	・条例438条の4(基準省令第4条第1項6号) ・解釈通知第3-6	
	・また、入所定員100人未満でも常勤1人以上に努めること。 ・併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供が適切に行われる場合は、置かないことができる。			
介護支援専門員	・入所者数が100又はその端数を増すごとに1人以上(うち1人は常勤であること)	常勤1人以上	・条例438条の4(基準省令第4条1項7号) ・解釈通知第3-7-(1)	
	・併設型小規模介護医療院における配置については、入所者に対するサービス提供が適切である場合は、設置形態等の実情に応じた適当数でよい。		・条例438条の4(基準省令第4条1項7号、7項3号) ・解釈通知第3-7-(1)	
	・入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事できる。また、医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合、入所者の処遇に支障がない場合は、併設される病院等に従事できることとする。		・条例438条の4(基準省令第4条1項7号) ・解釈通知第3-7-(2)	
診療放射線技師	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例438条の4(基準省令第4条第1項8号) ・解釈通知第3-8-(1)	
	・併設施設職員との兼務を行うことにより、適正なサービスを提供できる場合は、配置しない場合があっても差し支えない。		・解釈通知第3-8-(2)	
調理員、事務員、その他	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例438条の4(基準省令第4条第1項9号) ・解釈通知第3-9-(1)	
	併設施設職員の兼務や業務委託を行うことにより、適正なサービスを確保できる場合は、配置しない場合があっても差し支えない。		・解釈通知第3-9-(2)	

※1 日中における職員配置基準について

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット型介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> ・日中においては1ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の30(基準省令第52条) ・解釈通知第6の10 	

※2 夜勤職員の配置基準について

施設(サービス費)	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数	根拠法令	法人✓欄
I型・II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上 ・看護職員の数が1以上(最低2人以上) ・次のいずれにも適合し、常時、緊急時における併設される医療機関との連絡体制を整備しているものにあつては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①併設型小規模介護医療院であること ②併設される医療機関で夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。 ③入所者及び併設医療機関の入院患者の合計が19人以下であること。 	夜勤職員基準 (平12厚告29)7の2イ	
ユニット型I型・II型介護医療院サービス費及びユニット型特別介護医療院サービス費を算定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・2のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員が1以上 	夜勤職員基準 (平12厚告29)7の2ロ	
夜間勤務等看護加算(I)から(IV)までを算定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間勤務等看護加算(I)を算定する場合の夜勤を行う看護職員の数は、入所者の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上であること。(最低2人以上) ・夜間勤務等看護加算(II)を算定する場合の夜勤を行う看護職員の数は、入所者の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上であること。(最低2人以上) ・夜間勤務等看護加算(III)を算定する場合の夜勤を行う看護職員又は介護職員の数は、入所者の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上であること。(最低2人以上)うち、1人は看護職員であること。 ・夜間勤務等看護加算(IV)を算定する場合の夜勤を行う看護職員又は介護職員の数は、入所者の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上であること。(最低2人以上) 	夜勤職員基準 (平12厚告29)7の2ハ	

※3 管理者について

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。 ・ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設若しくはサテライト居住施設の職務に従事することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の26(基準省令第26条) ・解釈通知 	

施設・設備	基準	根拠法令	法人 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室あたり定員4人以下、入所者1人あたり8㎡以上（内法）、地下不可。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面すること。 ・入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ・収納設備、ナースコールを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項 ・基準省令第5条第2項第1号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-イ 	
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が診察を行うのに適切なものであること。 ・喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（臨床検査施設）とすること。臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生科学的検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。 ・調剤を行うのに適切なものであること。 ・診察室は処置室と兼用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項 ・基準省令第5条第2項第2号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ロ 	
処置室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対する処置が適切に行われる広さを有すること。 ・診察の用に供するエックス線装置を有すること。 ・処置室は診察室と兼用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項 ・基準省令第5条第2項第3号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ハ 	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・40㎡（内法）以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。 ・併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項 ・基準省令第5条第2項第4号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ニ 	
談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第1号 ・基準省令第5条第2項第5号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ホ 	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり1㎡（内法）以上の面積を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第2号 ・基準省令第5条第2項第6号 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第3号 ・基準省令第5条第2項第7号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ヘ 	
レクリエーション・ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第4号 ・基準省令第5条第2項第8号 	
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。 ・療養室のある階ごとに設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第5号 ・基準省令第5条第2項第9号 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ・療養室のある階ごとに設けること。 ・フザー・常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第2項第6号 ・基準省令第5条第2項第10号 	
サービス・ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに、療養室に近接して設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項第7号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-ト 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・食器、調理器具等を消毒及び清潔に保管する設備、防虫及び防鼠設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項第8号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-チ 	
洗濯室又は洗濯場		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項第9号 	
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から区別された一定のスペースを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の5第1項第10号 ・解釈通知第4-2-(1)-②-リ 	
その他焼却炉等	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解釈通知第4-2-(1)-②-ヌ 	
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.8m以上とすること。ただし、中廊下は幅2.7m以上とすること（内法）。 ・原則として両側に手すりを設けること。 ・常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の6第1項第6号 ・解釈通知第4-3-(5) 	

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・1ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ・定員は1人とする。ただし夫婦で利用する場合など、サービスの提供上必要と認められる場合は2人とすることができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は10.65㎡以上(壁心)とすること。ただし定員2人の場合は、21.3㎡(壁芯)以上とすること。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第1号(イ) ・解釈通知第6-3-(4) 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該ユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な必要な設備及び備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項口 ・解釈通知第6-3-(5) 	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項ハ ・解釈通知第6-3-(6) 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項二 ・解釈通知第6-3-(6) 	
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が診察を行うのに適切なもの。 ・喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設(臨床検査施設)とすること。臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生科学的検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。 ・調剤を行うのに適切なもの。 ・診察室は処置室と兼用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第2号 	
処置室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対する処置が適切に行われる広さを有すること。 ・診察の用に供するエックス線装置を有すること。 ・処置室は診察室と兼用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第3号 	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・40㎡(内法)以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。 ・ユニット型併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第4号 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第1項、第2項第2号 ・基準省令第45条第1項、第2項第5号 ・解釈通知第6-3-(7) 	
サービス・ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに、療養室に近接して設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第1項第3号 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・食器、調理器具等を消毒及び清潔に保管する設備、防虫及び防鼠設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第1項第4号 	
洗濯室又は洗濯場		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第1項第5号 	
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から区別された一定のスペースを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第1項第6号 	
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下にあつては1.8m以上)として差し支えない。 ・原則として両側に手すりを設けること。 ・常夜灯を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45第4項第6号 ・基準省令第45条第2項第6号 ・解釈通知第6-3-(8) 	

(1)一般原則

内容	基準	根拠法令	法人✓欄
施設及び構造設備	基準省令のほか建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等に十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。	・解釈通知第4-1-(1)	
環境及び立地	入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮すること。	・解釈通知第4-1-(2)	

(2)共通事項(ユニット型・従来型)

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室	・設置することが望ましい。	・解釈通知第4-2-(1)-③-口	
階段・エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を2以上とし、手すりを設けること。(手すりは、原則として両側に設けること) ・ただし、直通階段を建築基準法施行令の規定による避難階段としての構造とする場合は、直通階段の数を非難階段に参入できる。 ・階段の傾斜は緩やかにし、適当な手すりを両側に設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の6第2項、第3項、5項 ・基準省令第6条第2項、3項 ・解釈通知第4-3-(2)、(4) 	
耐火構造	<ul style="list-style-type: none"> ①耐火建築物とすること。 (入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物については、準耐火建築物とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 療養室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「療養室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ・避難、救出等の訓練については、計画に従い屋間及び夜間において行うこと ・火災時における避難、消化等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること ③次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと)は、耐火構造又は準耐火構造を要しない。 <ul style="list-style-type: none"> 1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設置 ・内装材等への難燃材料使用 ・調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等 2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 <ul style="list-style-type: none"> ・非常警報設備の設置等 3 円滑な避難が可能な構造かつ火災の際の円滑な避難が可能 <ul style="list-style-type: none"> ・避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 ・避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第436条の6第1項1号、 ・条例第436条の6第2項 ・基準省令第6条第2項 ・解釈通知第4-3-(1) 	
車椅子等	入所者の身体の状況等に応じた介護医療院サービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えること。		

その他	<p>・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。</p> <p>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。</p> <p>・入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。</p> <p>・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。</p>	<p>・条例第438条の6第1項7号、8号</p> <p>・基準省令第6条第1項7号、8号</p>	
	<p>感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」を策定すること。</p> <p>職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>・条例第438条の30の2</p> <p>・基準省令第30条の2</p>	
	<p>施設入所者の病状の急変時等に備え、相談対応や診療が可能な協力医療機関等をあらかじめ定めること。(令和9年4月1日から義務化)</p> <p>また、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>	<p>・条例第438条の34</p> <p>・基準省令第34条</p>	

・施設の兼用等

内容	基準	根拠法令	法人✓欄
機能訓練室等を区画しない場合の基準面積	機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上とすること。	・解釈通知第4-2-(1)-①-イ	
施設の兼用	各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えない。したがって談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えない。	・解釈通知第4-2-(1)-①-ロ	

・介護医療院と病院又は診療所が併設される場合の緩和基準について

(1) 共通事項

施設・設備等	基準	根拠法令	法人✓欄
療養室 診察室(又は 医務室) 手術室 処置室 (機能訓練室を 除く。) エックス線装置 等	併設施設との共用は認められない。 ※診察室(又は医務室)、手術室、エックス線装置等については、病院又は 診療所に併設される場合は共用を認めることとする。 ただし、診察室(又は医務室)については、現に存する病院又は診療所の 建物の一部を転用する場合に共用を認めるものとし、建物を新たに設置す る場合は原則認められない。	・条例第438の5第3項 ・解釈通知第4-2(1)-③ ・併設通知(平成30年3月27 日付け、老発0327第6号厚 生労働省医政局長、老健局 長通知)	
表示等	患者等に対する治療、介護その他サービスに支障がないよう、表示等によ り病院又は診療所と介護老人保健施設との区分を可能な限り明確にすること。		

(2) 人員基準

人員等	基準	根拠法令	法人✓欄
兼務	医師、薬剤師その他の従業員と併設する病院又は診療所の医師、看護師 その他の従業者とを兼務する場合は、それぞれの施設の人員に関する要 件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療その他のサービス の提供に支障がないよう注意すること。	・併設通知4-(1)	
変更手続き	施設及び設備との供用、建物の転用により従業者の人員配置に変更のあ るときは、医療法等に定める所要の変更手続きを行うこと。	・併設通知4-(2)	
従業員数の算 定	それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること、ただし、管理者 が常勤を要件とする場合について、病院又は診療所と併設する施設の管理 者を兼ねている場合は、当該者を常勤とみなして差し支えない。	・併設通知4-(3)	

(3) その他

内容	基準	根拠法令	法人✓欄
関係課間の協議	病院又は診療所との併設に係る施設及び設備の共用又は転用の場合につ いて、関係法令の規定に基づく許可等を行う場合は、病院、診療所等それ ぞれを所管する関係課間で十分協議すること。	・併設通知5	

審査確認事項一覧表（社会福祉法人認可等審査要領）

II 介護老人保健施設、介護医療院

(1) 整備計画の可能性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画の圏域計画に位置付けられているか。	・計画の残数と、圏域内市町村の計画を確認すること。		・既存数と計画数を合わせた数が、圏域の整備目標数を超えないこと。	
市町村長の同意	市町村長の同意はあるか。	・市町村長意見書により確認すること。	・市町村長意見書	・市町村長の同意があること。	

○ 関係書類については、審査上必要な場合、更に求めることができる。

(2) 組織運営について

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
運営方針	介護老人保健施設等の役割を理解しているか。	・設立代表者等に面接の上、確認すること。	・計画書		
経営状況	経営上の問題はないか。	・法人決算書、医療監視担当課所、福祉施設指導監査担当課所により確認すること。 ・独立行政法人福祉医療機構へ相談状況を確認すること。	・法人決算書 ・相談状況	・過去における問題点が改善されていること。 ・既借入金の償還に問題がないこと。 ・医療法人の場合、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備及び資金を有していること。	
人材確保	管理者は適当か。	・管理者は管理運営に専念できる者であること。	・履歴書	・他の介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所、又は特別養護老人ホーム等の福祉施設を管理していない医師であること。	専任できる見込みがある場合は、認めて良いこと。
協力医療機関	症状急変などの事態に適切に対応できるか。	・協力病院、協力歯科医療機関の位置、標榜診療科目、同意を確認すること。	・位置図 ・同意書	・協力病院、協力歯科診療所の同意があること。 ・施設から概ね20分以内であること。	
	地元医療機関との連携が図られているか。	・地元医療機関への意思表示の状況を確認すること。	・説明状況	・地元医療機関と十分連携が図れること。	
社会福祉法人の事業形態	第2種社会福祉事業として、実施をするに足る理由があるか。	・設立代表者に面接の上、第2種社会福祉事業とする理由を確認すること。	・理由書等	・法人に、第2種社会福祉事業としての責務の認識があること。 ・開設後は、入所者の基準を満たせる見込みがあること。	市町村の高齢者の実態把握がされていること。
	公益事業として実施する場合、その事業規模は適当か。	・法人決算書等により、公益事業と社会福祉事業の事業規模の比較を行うこと。	・決算書等	・公益事業の割合が、社会福祉事業に比して過大となっていないこと。	

○ 関係書類については、審査上必要な場合、更に求めることができる。

(3) 建物について

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
建築可能性	当該土地に施設の建築が可能であるか。 (農振法、農地法、都市計画法)	・許可の見通しについて所管課(所)に確認すること。	・都市計画図 ・農業振興地域図 ・公図	・当該施設の予定地について、農地転用、開発許可の見通しがあること。	
立地条件	立地条件に問題はないか。	・現地調査を行い、確認すること。	・整備予定地周辺の住宅地図	・立地条件に問題がないこと。	
造成・整地、耐震性診断	造成、整地等を行うに当たって問題はないか。費用はどのくらいかかるか。増改築の場合、既存建物の耐震性は十分か。	・法人に、業者からの調査報告書、見積書等を提出させ、確認すること。	・調査報告書 ・見積書	・造成、整地等の工法、費用その他について問題がないこと。 ・地耐力に問題がないこと。 ・既存建物の耐震性に問題がないこと。	
近隣住民の了解	施設を建設することについて近隣住民は了解しているか。	・隣接地権者等の同意書等により判断すること。 ・地元自治会、近隣住民に対する説明会の実施状況等により判断すること。	・隣接地権者の同意書等 ・説明会の開催記録 ・欠席者への対応	・原則として地元の反対がないこと。	排水路、開発許可等に必要な近隣の同意があること。 話し合いにより解決の見通しがある場合は、認めてもよいこと。
入所者の処遇(増改築)	増築中の入所者の処遇について方策を立てているか。事前に入所者及びその家族に対し十分な説明を行っているか。	・入所者処遇計画書により、増築中、入所者に対する処遇等に支障がないかどうか確認すること。	・入所者処遇計画書	・増築工事の騒音・振動等の程度、工期などを把握し、増築付近の入所を制限する、基準を満たした別建物に転居させるなどの方策をとること。	
最低基準	法令等で定める施設・設備の最低基準を満たしているか。	・設計図により確認すること。	・設計図	・「介護老人保健施設又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を満たしていること。	入所者の保健衛生及び防災には万全を期すこと。

○ 関係書類については、審査上必要な場合、更に求めることができる。

(4) 土地について

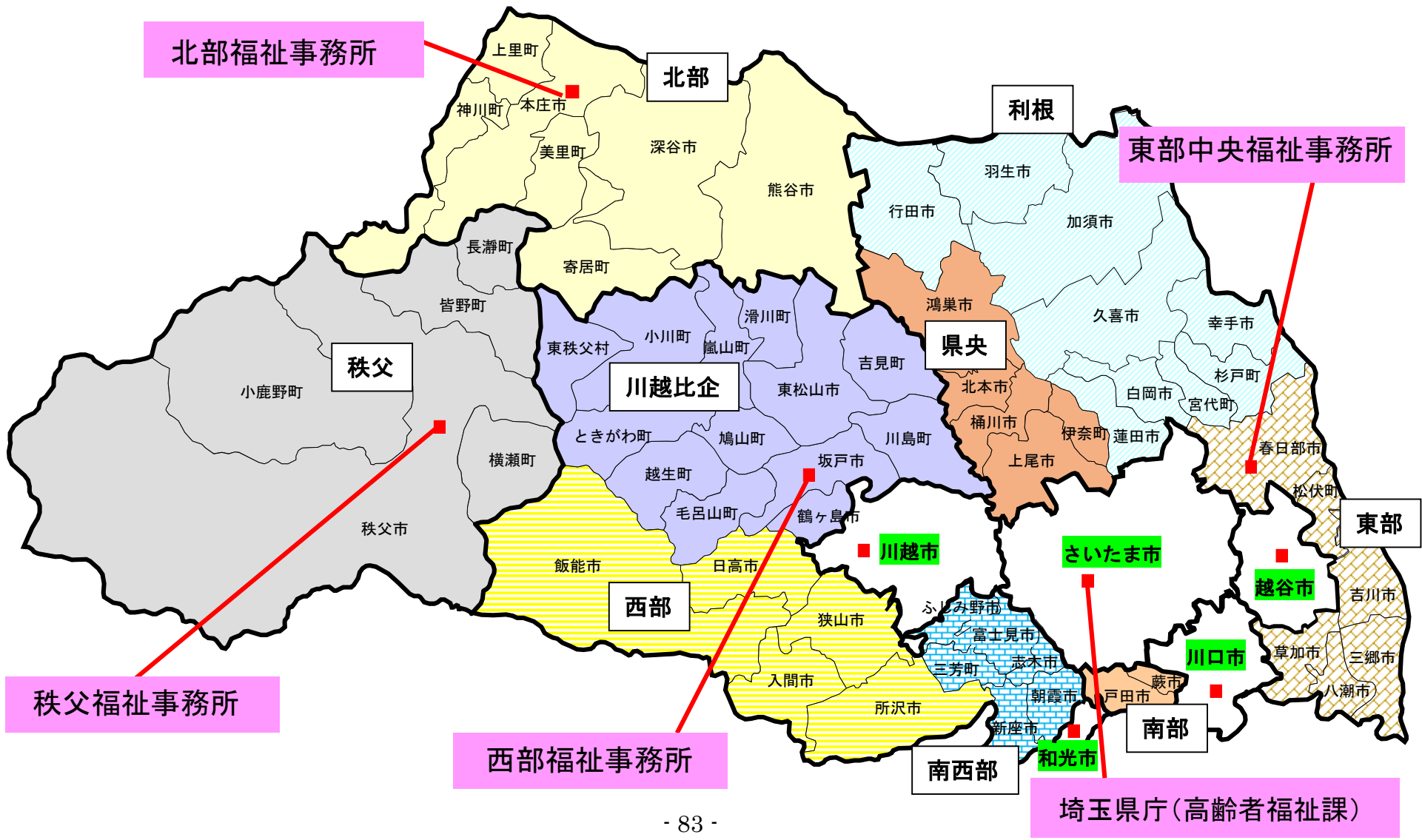
	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
	物件は確実に存在するか。 法人は、当該土地を所有しているか。 売主又は貸主は正当な所有者であるか。 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。	・不動産登記全部事項証明書又は不動産登記簿謄本を確認すること。 ・必要に応じて登記識別情報又は登記済証(権利証)の提示を求めること。	・不動産登記全部事項証明書又は不動産登記簿謄本 ・登記識別情報又は登記済証(権利証) ・現地写真 ・譲渡者行為の身分証明書、登記されていないことの証明書 ・印鑑登録証明書	(不動産登記全部事項証明書又は不動産登記簿謄本) (1) 所有権保存登記済みであること。 (2) 所有権移転登記済みであること。 ・知事の承認が見込まれる場合を除き、抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないこと。 (借地等の場合を含む)	抵当権抹消の見通しがあるものは認めてよいこと。 また、法人の所有地で、当該法人の事業(老健又は介護医療院以外の病院等の事業を含む)に係る借入金の担保になっているものは認めてよいこと。
	売買により取得する場合、売買契約は適正であるか。	・土地譲渡確約書及び所有権移転登記確約書を確認すること	・土地譲渡確約書 ・所有権移転登記確約書 ・譲渡者行為の身分証明書、登記されていないことの証明書	(土地譲渡確約書) ・実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 ・売買の相手方が利害関係人であったり、利益相反取引に該当したりしていないこと。	土地は確実に売買されるものであること。
	借地、又は借受予定地の場合、法人は当該土地を確実に使用できるか。	(公有地の場合) ・貸与確約書又は使用許可承諾書を確認すること。 ・国又は地方公共団体に連絡の上確認すること。 (民有地の場合) ・地上権設定契約(確約)書又は賃貸借契約(確約)書等及び不動産登記全部事項証明書又は不動産登記簿謄本を確認すること。	・貸与確約書 ・使用許可承諾書 ・地上権設定契約(確約)書 ・賃貸借契約(確約)書 ・不動産登記全部事項証明書又は不動産登記簿謄本	(公有地の場合) ・国又は地方公共団体から貸与又は使用許可が確実に受けられること。 (民有地の場合) ・借地借家法に違反していないこと。 ・その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記がされていること。 ・実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。	・借地借家法に違反する点があれば、違反事項を是正のうえ認めること。 ・地上権又は賃借権設定登記がされていない場合には、当該権利の設定登記をさせた上で認めること。 ただし、当該権利の設定登記がされていない場合であっても、事情によっては、権利設定等の見通しがあるものは認めてもよいこと。

(5) 資金計画について

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
資金計画	事業計画は適正であり、相応しい資金計画であるか。	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置希望者等に面接のうえ確認すること。 法人担当課等に、経営上の問題はないか確認すること。 同時期に整備予定の他の事業（病院、特養等）がある場合は、その資金計画と併せて確認する（担当課等にも確認すること）。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 他事業の資金計画書 	（資金計画） 施設建設資金は、補助金、公的借入金（独立行政法人福祉医療機構、ふるさと財団等）のほか、確実な融資金によること。	
自治体補助	建設資金として自治体から補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 補助予定証明（確約）書又は補助金交付要綱等について、補助予定自治体に連絡のうえ、確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助予定証明（確約）書 補助金交付要綱 		
独立行政法人福祉医療機構融資	独立行政法人福祉医療機構からの融資は、確実に調達できる見込みがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人福祉医療機構の相談の状況を確認すること。借入金は限度額を超えていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 借入金償還計画 相談状況 	長期借入金は、経営診断等の結果をみて、償還の確実なものであること。	
独立行政法人福祉医療機構以外の借入金	民間金融機関等からの融資は、確実に調達できる見込みがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 融資証明書等により確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 融資証明書等 	民間金融機関からの融資の証明が明確なもの。	
自己資金	建設自己資金は確実なものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> 残高証明書等により確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 残高証明書等 	残高証明書は、なるべく定期のものであること。	
運転資金	備品購入、当座の運転資金の見通しはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入予定、職員採用予定、償還計画等により確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還計画書 備品購入予定表 	所要の備品購入費、運転資金相当を確保していること。	介護報酬は3カ月後の支払になるので、開設当初の準備金が確保されていること。
償還計画	借入金償還の見通しはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 返済計画表により確認すること。 当該法人の他の事業（病院、特養等）の返済計画表も確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還計画書 	償還計画に無理がないもの。	法人として、当該計画の他に、債務が過重となっていないか確認すること。

○ 関係書類については、審査上必要な場合、更に求めることができる。

埼玉県高齢者支援計画・老人福祉圏域



圏域別施設整備相談窓口一覧

圏域	圏域内市町村	所管事務所	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
さいたま	さいたま市	さいたま市役所 介護保険課	330-9588	さいたま市浦和区常磐6-4-4	048-829-1265	048-829-1981
南部	川口市	川口市役所 介護保険課	332-8601	川口市青木2-1-1	048-259-7293	048-258-7493
	蕨市・戸田市	県・高齢者福祉課 施設整備担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3260	048-830-4781
東部	越谷市	越谷市役所 介護保険課	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9305	048-965-3289
	春日部市・草加市・八潮市・三郷市・ 吉川市・松伏町	東部中央福祉事務所 介護保険・施設整備担当	344-0038	春日部市大沼1-76	048-737-2349	048-734-1121
県央	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町					
利根	行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・ 幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町					
南西部	和光市	和光市役所 長寿あんしん課	351-0192	和光市広沢1-5	048-424-9138	048-466-1473
	朝霞市・志木市・新座市・富士見市・ ふじみ野市・三芳町	西部福祉事務所 介護保険・施設整備担当	350-0212	坂戸市石井2327-1	049-283-6800	049-283-7891
西部	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市					
川越比企	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・ 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ 鳩山町・ときがわ町・東秩父村	川越市役所 介護保険課	350-8601	川越市元町1-3-1	049-224-6404	049-224-5384
	川越市					
北部	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・ 上里町・寄居町	北部福祉事務所 介護保険・施設整備担当	367-0047	本庄市前原1-8-12	0495-22-6154	0495-22-2396
秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町	秩父福祉事務所 介護保険・施設整備担当	368-0025	秩父市桜木町8-18	0494-22-6228	0494-23-7813

発 行

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設整備担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

電 話 048-830-3260 / F A X 048-830-4781

ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0603/index.html>